

「新潟県おもいやり駐車場制度」

平成24年1月15日(日)からスタート



利用証交付申請書の配布・受付は、
平成23年12月15日(木)からになります！



【新潟県おもいやり駐車場制度とは】

健常者がショッピングセンター等の障害者等用駐車スペースに停めるなどの不適正な駐車に対し、身体障害者等（身体に障害がある方、高齢者、妊産婦の方等）歩行が困難な方に県が利用証を交付し、利用時にはそれを車内に掲げることにより、適正にご利用いただくための制度です。

【駐車可能な駐車場】

ショッピングセンターなどの施設管理者のご協力により、出入口に近い場所に設置され、案内表示看板が立っています。



利用証はルームミラーなどにかかけ、外から見えるように掲示します



利用証

新潟県おもいやり駐車場制度
Parking Permit



交付番号

NO. _____

有効期限

____年 ____月



交付対象者

下記基準に該当する方で、**なおかつ歩行が困難または歩行に配慮が必要な方**

区分	交付基準		
1 身体障害者	視覚障害	身体障害者手帳が4級以上の方	
	平衡機能障害	身体障害者手帳が5級以上の方	
	1 肢体不自由	上肢	身体障害者手帳が2級以上の方
		下肢	身体障害者手帳が6級以上の方
	体幹	身体障害者手帳が5級以上の方	
	脳原性	上肢機能	身体障害者手帳が2級以上の方
		移動機能	身体障害者手帳が6級以上の方
その他内部機能障害等	身体障害者手帳が4級以上の方		
2 知的障害者	療育手帳所持者		
3 精神障害者	精神保健福祉手帳の障害の等級が2級以上の方		
4 発達障害のある者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた方		
5 難病患者	特定疾患医療受給者		
6 高齢者	介護保険の要介護状態区分が要支援1以上の方		
7 妊産婦	母子手帳取得者で産後1年半までの方		
8 その他けが人又は病気等の者	その他歩行が困難であることが診断書等により確認できる方		

申請方法

- 12月15日から、県障害福祉課ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/shougai Fukushi/>) からダウンロードいただけるほか、下記の申請書配布窓口で、申請書様式や専用封筒等をお配りします。
(なお、専用封筒を使用する場合は、郵送料がかかりません。)
- 申請書を新潟県福祉保健部障害福祉課へ直接郵送してください。
- 申請書等が県に届いてから約2週間で、利用証を御自宅に郵送します。

【送付・お問い合わせ先】

- 新潟県福祉保健部障害福祉課計画推進係 (福祉のまちづくり担当)
電話: 025-280-5211
住所: 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1
Eメール: ngt040260@pref.niigata.lg.jp

申請書配布窓口

- 市町村
- 県地域振興局健康福祉(環境)部